

石井町告示第 65 号

入 札 公 告
(入札概要書)

石井配水池減圧弁及び流量計更新工事について、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び石井町水道事業会計規程（平成 26 年水道事業管理規程第 1 号。以下「石井町水道事業会計規程」という。）第 110 条の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 10 日

石井町長 小 林 智 仁

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 石井配水池減圧弁及び流量計更新工事
- (2) 工事場所 徳島県名西郡石井町石井字石井 2037-4（石井配水池）
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 工事概要 ①減圧弁及び流量計更新工事
減圧弁 φ500mm 1 基
挿入式電磁流量計 φ500 用 1 基
②減圧弁室改造工事
弁室改造 1 式
- (5) 設計金額 54,790,000 円（税抜き）
- (6) そ の 他
 - ① この工事は、単体企業での施工とする。
 - ② この入札は、最低制限価格制度を適用する。
 - ③ 最低制限価格は、石井町公共工事に係る最低制限価格制度事務取扱要領に基づき算出する。

2 入札日程

令和6年5月10日（金）～6月12日（水）	入札説明書（入札概要書・設計図書等）の電子閲覧
令和6年5月10日（金）～5月24日（金）	入札説明書に係る質問書提出期間
令和6年5月30日（木）～6月12日（水）	質問書に対する回答書の閲覧期間
令和6年5月10日（金）～5月24日（金）	入札の参加申請期間
令和6年6月13日（木）	入札（即日開札）

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 入札公告日において、石井町水道事業会計規程第109条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に、建設工事で登載されており、有効と認められる総合評定値通知書の水道施設に係る総合評定値（P）の値が1,000以上であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告日から入札日までの間に、徳島県又は石井町から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 入札公告日から入札日までの間に、石井町が行う調達契約からの暴力団排除措置要綱（平成21年石井町告示第56号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理されたものを除く。）でないこと。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - ③ 本件入札公告時点において、競争入札に参加する者と3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者
 - ④ 契約日において、他の工事に専任する技術者でない者（ただし、現場施工時まで現在従事している工事が終了する予定である場合を除く。）

4 入札担当

〒779-3223

徳島県名西郡石井町高川原字高川原 2111-4

石井町水道課 電話 088-674-1141

5 入札説明書（入札概要書及び設計図書等）の閲覧等

(1) 入札説明書（入札概要書及び設計図書等）の閲覧

① 閲覧期間

令和6年5月10日（金）から6月12日（水）まで

② 閲覧方法

石井町ホームページ (<https://www.town.ishii.lg.jp>) による電子閲覧

(2) 入札説明書に係る質問書の提出

① 質問書の受付期間

令和6年5月10日（金）午前9時から5月24日（金）午後4時まで

② 提出方法

質問書を電子メールにより、次のメールアドレスへ送信すること。

なお、質問書（エクセルファイル）はPDF等に変換しないこと。

提出（送信）先 石井町水道課

メールアドレス：suidou@ishii.i-tokushima.jp

(3) (2)の質問書に対する回答書の閲覧

① 閲覧期間

令和6年5月30日（木）から6月12日（水）まで

② 閲覧方法

石井町ホームページ (<https://www.town.ishii.lg.jp>) より

6 入札の参加申請

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び(2)に掲げる提出資料（以下「申請書等」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和6年5月10日（金）から5月24日（金）まで（土、日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出資料

① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

なお、押印には、石井町に提出している使用印鑑届の使用印を使用すること。

② 入札参加資格確認票(別紙1)

3に掲げるすべての要件を満たしていることを確認し、提出すること。

③ 配置予定技術者名簿(別紙2)

ア 提出時まで配置予定者を特定できない場合、候補者を3名まで記載すること。

イ 必要な免許、資格等の写しを添付すること。

ウ 監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（又は講習修了履歴）の写しを添付すること。

エ 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

なお、保険者番号及び被保険者の記号・番号等が記載されている場合は、その箇所をマスキングして添付すること。

④ 総合評定値通知書の写し

3の(1)の規定に該当することを確認できる、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る最新の総合評定値通知書の写しを提出すること。

⑤ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し

3の(8)の資格を有することが確認できるものを提出すること。

(3) 申請書等の指定様式は、石井町ホームページから本工事の様式をダウンロードすること。

(4) 申請書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に使用しない。

(6) 提出された申請書等は返却しない。

(7) 提出後は、原則として申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

7 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

申請書等（1部）を、下記へ持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。

ただし、郵送による場合は、任意の封筒の表面に朱書きで「一般競争入札参加資格確認申請書等在中」と記載し、提出期間末日午後5時までに必着のこと。

提出先 〒779-3223

徳島県名西郡石井町高川原字高川原 2111-4

石井町水道課

8 入札参加資格の確認結果

一般競争入札参加資格承認通知書（様式第2号）又は一般競争入札参加資格非承認通知書（様式第3号）を令和6年5月30日（木）付けで申請者に通知する。

9 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 紙入札方法により入札を行う。
- ② 入札書は、この入札公告（入札概要書）を掲載している石井町ホームページからダウンロードした様式により作成すること。
- ③ 入札書は、本人又は代理人の持参とし、代理人の場合は委任状を持参すること。
- ④ 設計図書閲覧確認書を石井町ホームページからダウンロードした様式により作成し、入札執行前に提出すること。

(2) 入札の日時及び場所

- ① 日時 令和6年6月13日（木） 午前10時より執行する。
- ② 場所 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 2111-4
石井町水道課事務所2階 会議室

(3) 入札書の提出

- ① 入札書は、入札参加者の氏名を表記し、指定された場所・時刻において入札箱に投入しなければならない。
- ② 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- ③ 入札執行者は、次のいずれかに該当するものの入札を拒否し、又は入札場外に退去させることができる。
 - ア 入札参加者以外の者
 - イ 入札開始時刻に遅刻した入札参加者
 - ウ 入札執行係員の指示に従わない入札参加者
- ④ 入札執行回数は1回とし、落札者のないときは入札を打ち切る。
- ⑤ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市区町村長発行）は、不要とする。

⑥ 代理人等が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住 所	住 所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名	代表者 氏名
代理人 氏名 (印)	代理人 住所
	商号又は名称
	氏名
	復代理人 氏名 (印)

(4) 開札の日時

入札書の投入終了後、即時開札する。

(5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

(7) 入札の辞退

入札を辞退するときは、入札執行前に辞退届を提出すること。

(8) 入札の執行

入札参加者が1人の場合においても、入札を執行することがある。

10 工事費積算内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書を入札箱に投入する際に、入札書記載の入札金額に係る工事費積算内訳書を入札執行係員に提出する。

(2) 入札書に記載の金額と工事費積算内訳書記載の合計金額（税抜き）が一致しない場合には失格とする。

11 入札の無効等

(1) 入札参加資格の確認を受けたが、開札の時点において3に掲げる事項のいずれかに該当しなくなったものの入札は無効とする。

(2) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- ② 要件を満たさない工事費積算内訳書を提出した者又は工事費積算内訳書を出さない者のした入札
- ③ 記名押印のない入札
- ④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 委任状を持参しない代理人が行った入札
- ⑧ 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- ⑨ 明らかに連合によるものと認められる入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の金額のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回る入札は失格とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あったときには、くじにより落札者を決定する。

13 契約締結手続き

- (1) 契約に使用する言語等
契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成
この契約を証するため、書面により契約書を作成する。
- (3) 落札決定を受けた日から起算して、石井町の休日を守る条例（平成元年石井町条例第32号）に定める町の休日を除き5日以内に請負契約を締結しないときは、落札者の落札はその効力を失う。
- (4) 契約保証金
契約に際しては、請負代金額（消費税及び地方消費税の額を含む）の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。
ただし、金融機関の保証又は前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券の保証、又は履行保証保険契

約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 支払条件

- (1) 前金払 なし

15 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないとされた者は、石井町長に対して、その理由についての説明を書面により求めることができる。説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 提出期限

一般競争入札参加資格非承認通知書の通知の日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に提出すること。

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

〒779-3223

徳島県名西郡石井町高川原字高川原 2111-4

石井町水道課 電話 088-674-1141

(4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に、書面により回答する。

16 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止の措置の対象となることがある。

(2) 問い合わせ先

〒779-3223

徳島県名西郡石井町高川原字高川原 2111-4

石井町水道課 電話 088-674-1141